

令和4年度東日本大震災に係る福島県後期高齢者医療保険料の減免の概要

1 減免の要件・減免割合

帰還困難区域及び上位所得層（※）を除く旧避難指示区域等の被保険者が該当です。対象額については、以下のとおりです。

- （１）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの

保険料額の全部

- （２）原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの

保険料額の全部

- （３）特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため避難を行っているもの

保険料額の全部

※上位所得層とは、世帯に属する被保険者の旧ただし書所得（総所得等から33万円を引いた額）の合計額が600万円を超える世帯の被保険者です。

2 減免の対象となる保険料

令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する令和4年度）相当分の保険料額